

ぜひご利用を！

納税は便利な口座振替で！！

口座振替 できるもの	町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料、保育料、介護保険料、上下水道使用料などです。	税目別納税通知書発付一覧 <ul style="list-style-type: none"> ●軽自動車税／4月発付済み ●固定資産税／5月発付済み ●町・道民税／6月1日発付予定 ●国民健康保険税／6月15日発付予定
取扱金融機関	釧路信用金庫弟子屈・川湯支店、北洋銀行弟子屈支店、摩周湖農業協同組合、各郵便局です。	
申し込み 手続き	取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で預金通帳使用の印鑑を持参し手続きをしてください。郵便貯金口座での振り替えを利用される方は、申込書をご自分で郵便局窓口で直接持参していただきます。	

□税目別納期一覧

主な町税の納期は次のとおりとなっています。納期限を守って納税しましょう！

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	1期										
固定資産税		1期		2期		3期		4期			
町・道民税			1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は各月の月末です。月末が休日の場合は翌日になります。

※12月の納期日は26日、2月の納期日は27日です。

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通) または ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線 2 2 4 ・ 2 2 5)

みんなで参加、明るい選挙

弟子屈町農業委員会委員選挙

投票日：7月10日(日) 午前7時～午後8時

弟子屈町農業委員会委員の選挙が7月10日(日)に行われます。

弟子屈町ではこれまでと同様に、町内9カ所の投票所で午前7時から午後8時まで投票することができます。投票日には、弟子屈町農業委員会委員選挙入場券(はがき)を必ず持参し、入場券に記載された投票所で投票してください。

明日の農業社会をつくる大切な選挙であることを自覚し「明るく正しい選挙」になるよう、一人一人が責任を持って投票を行いましょう。

投票できるのは、平成23年3月31日確定の弟子屈町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方だけです。

投票日に投票できない方は、期日前投票制度などを活用し、投票することができます。

▶期日前投票

- 期間／7月6日(水)～7月9日(土)
- 時間／午前8時30分～午後8時
- 場所／期日前投票所(公民館1階研修室)
- 対象者／投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭など一定の事由に該当し、投票所に行くことができないと見込まれる方。



明日の農業社会のため
責任ある投票を

立候補予定者説明会

日時／6月28日(火) 午後2時
場所／役場3階A会議室

立候補届出書事前審査

日時／6月30日(木) 午前10時～午後4時
場所／役場3階A会議室

立候補届出

日時／7月5日(火)
午前8時30分～午後5時
場所／役場3階A会議室

問い合わせ先／弟子屈町選挙管理委員会 ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線 4 4 0)

大切な家を守るお手伝い

住宅の簡易耐震診断・耐震改修費補助金

既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減することを目的に、住宅の簡易耐震診断と耐震改修費用の助成を行っています。対象は、町内の既存住宅(居住用で昭和56年5月31日以前に着工された住宅)です。

▶耐震診断

既存住宅の地震に対する安全性について、図面と申し込みされた方からの聞き取りによって診断します。診断料は無料です。

▶耐震改修費の補助

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

住宅ローンの利子補給

住宅建築や定住の促進、地域の振興を図ることを目的に、住宅の新築などを行うために金融機関から融資を受けた方に対し、支払利子の一部を助成しています。対象は、町民の方や町外から移住されてくる方で、町内の業者を利用して住宅の新築・増築・改築・リフォームなどを行い、町の指定する金融機関から融資を受ける方です。

自分の住宅を持ちたい、子どもが成長し手狭になってきた住宅を増築したい、老朽化してきた住宅をリフォームしたいなど、さまざまなケースがあるかと思います。検討されている方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

住宅相談窓口

下記のとおり「住宅相談窓口」を開設しています。

- これから住宅を建てたい
- 現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス
- 住宅建築資金利子補給制度のご案内

など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

また、近年、悪質なりフォーム業者による被害が相次いでいると報道されています。大切な財産を守るため、また被害に遭わないためにも、ぜひ住宅相談窓口をご利用ください。

▶受付時間／8時45分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

▶開設場所／役場庁舎 中2階 住宅相談室

※建築担当者が不在の場合もありますので、事前に電話などでご連絡ください。日程の調整を図り、対応します。

問い合わせ先／役場建設課建設係・都市計画建築指導係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

ご存じですか人権擁護委員

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員は、それぞれの市町村で地域住民の皆さんの人権が侵害されないように注意を払っています。もし人権が侵害されたときには、その相談を受けるとともに、被害救済のために速やかに適切な処置をとります。

また、街頭啓発や講演会、座談会などを通じて、人権の大切さについての理解を深めていただくための活動も行っています。

人権擁護委員は、地域住民の方の中から、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を市町村長が推薦、法務大臣から委嘱された方々で、全国で約14,000人が活躍しています。

弟子屈町では、次の3人の方が人権擁護委員として活動し、家庭問題、不動産や金銭貸借、損害賠償などの民事問題、刑事問題、行政、労働、近隣関係、いじめや差別、嫌がらせなどの人権問題の相談に応じています。また、年4回人権相談所を開設します。(日程は広報てしかがのカレンダーでご確認ください)相談は無料で、秘密は守られます。

▶弟子屈町人権擁護委員

- 朝日英明さん
- 小澤修子さん
- 小泉裕さん

□問い合わせ先／役場町民課町民相談係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)まで。

町職員人事異動

(5月9日発令) (内は前所属)

- 〔保健福祉課〕
▼兼医療保険係長 松岡尚之(同課長補佐)
- 〔デイサービスセンター〕
▼庶務係長および業務係長の兼職を解く 大坂政昭(同副施設長兼庶務係長兼業務係長)▼庶務係長兼業務係長 番場新一郎(保健福祉課医療保険係長)